

公益信託前田清栄老人福祉基金
令和4年度 助成先募集要項

1. 助成対象者

兵庫県内に所在する老人福祉法第5条の三に規定する下記の(1)～(4)施設と老人福祉法第5条の二に規定する下記の(5)～(6)施設のうち、「社会福祉法人」および「特定非営利活動法人」の運営する次の施設とする。

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) 軽費老人ホーム
- (4) 老人デイサービスセンター
- (5) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (6) 認知症対応型共同生活介護事業所

※ただし、次の法人・施設は対象外とする。

- ①要望した施設の前年度決算における繰越金が5億円を超える場合
- ②過去5年間に本助成を受けた法人

※申請は、1法人1施設とする。

2. 助成の内容

老人福祉施設の設備及び備品拡充に対する助成金の給付。

3. 助成金額等
- (1) 1施設につき100万円以内で、かつ介護保険事業実施施設は総費用の4分の3以内、その他の施設は総費用の5分の4以内とする。
 - (2) 助成金総額は1,000万円以内とする。

4. 給付予定時期 令和 4年 9月 下旬

5. 応募方法

「助成金申請書」に所要事項を記入し、「見積書」等の書類を添えて後記8.の兵庫県共同募金会へ提出する。併せて、「助成金申請書」についてはワード形式で後記8.のメールアドレスへ必ずメールでも送信をする。

6. 提出期限 令和 4年7月8日(金) 必着

【裏面へ】

7. 選考と採用

- (1) 提出された「助成金申請書」に基づき当基金の運営委員会にて厳正に審査・選考を行ったうえ、9月中に結果を書面にて通知する。
- (2) 収支の規模や、繰越金の状況なども審査の判断基準とします。
- (3) 必ずしもご要望にお応え出来ない場合もあります。

8. 書類の提出先 〒651-0062

及び照会先 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内
社会福祉法人 兵庫県共同募金会
TEL 078-242-4624
E-Mail : info@akaihane-hyogo.or.jp

9. 基金事務局 〒164-0001

東京都中野区中野3-36-16
三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部公益信託課
前田清栄老人福祉基金担当
TEL : 0120-622372 (フリーダイヤル)
(受付時間 平日9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)
FAX : 03-5328-0586

<ご参考>

助 成 対 象 品 目

設備及び備品の購入費	緊急通報システム、移送用自動車、冷暖房機、 厨房機器（レンジ等）、食器洗浄器、全自動洗濯機、 回転乾燥機、汚物除去機、車椅子、入浴補助器具、 ボイラー、サンルーム等
建物の一部改修費	室内改装、外壁塗装、屋根外壁防水工事等